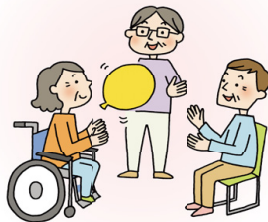


\ 第3次 /
美浜町
地域福祉計画

【令和5年度～令和9年度】

みんなで創る 共生のまち

～ ふれあい 支えあい 地域愛 ～



地域福祉とは

地域福祉とは、住民や関係団体、社会福祉協議会、行政等が協力して地域の困りごとを解決し、誰もが安心して暮らしていける地域社会をつくっていくことをいいます。

個人や家族が抱える悩みや困りごとが複雑化・複合化している中で、公的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、隣近所の助け合いや支え合いで解決できることもあります。

自助

自分や家族で
できること

例えば…

- ・健康づくり
- ・福祉に関する学習 など



共助

制度化された
仕組みの中での
支え合い・助け合い

例えば…

- ・介護保険制度に基づく
福祉サービス など



互助

住民同士の
助け合いでできること

例えば…

- ・隣近所の助け合い
- ・ボランティア活動 など



公助

行政等が行う
公的な支援

例えば…

- ・行政、社協等による
公的なサービスの提供 など



地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域福祉を推進していくための基本的な事項を定めるもので、美浜町総合振興計画を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として、高齢者や障がい者、児童、健康づくりなどの福祉に関する諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。また、美浜町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携して推進していきます。

計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。



基本理念と基本目標

本計画では、住民の美浜を思う心『地域愛』を活力の源泉とし、住民同士が交流し支え合うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、様々な取組を展開していきます。

基本理念

みんなで創る 共生のまち

～ ふれあい 支えあい 地域愛 ～

基本目標

基本目標 1

みんなで
支え合うための
意識づくり

基本目標 2

誰一人
取り残さない
しくみづくり

基本目標 3

安心して暮らせる
地域づくり

＼新たな地域福祉施策への対応に向けて／

住民同士が支え合いながら暮らしていける地域共生社会を目指すためには、これまで以上に住民、地域、関係機関、行政等がともに地域の課題に向き合い、連携しながら取り組む必要があります。

本計画に基づく取組の推進にあたり、町が協働のために大切にすることをまとめました。

重点ポイント 01 一人ひとりが地域を支える意識づくり

人とのつながりが希薄化している現代において、年齢や障がいの有無に関係なく、住民一人ひとりが「地域愛」のもとに顔の見える関係をつくり、みんなで協力して地域を支えていく“意識”を育みます。



重点ポイント 02 わかりやすい情報発信

誰もが必要な時に必要とする情報を得ることができるよう、わかりやすい情報発信やコミュニケーション手段への配慮に努めます。



重点ポイント 03 地域福祉活動と連携した地域福祉の推進

本計画の基本理念を社会福祉協議会と共有し、相互の連携を図ることで、地域で支え合う福祉のまちづくりを推進していきます。



基本目標1

みんなで支え合うための意識づくり

基本施策1 地域福祉の意識醸成

関連するSDGs



〈主な取組〉

- ① 福祉教育の推進 ② 地域における人材の確保・育成 ③ 多様な主体の参加促進

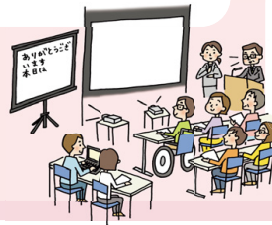
〈町民が取り組むこと〉

○地域や所属する団体・企業などの活動を通じ、地域の課題を自分事として考える意識を持ちましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○福祉に関する勉強会の開催や研修参加を促しましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○生涯学習を通じた意識向上、障がいのある人に対する理解促進を図るとともに、地域の人材確保やリーダー育成に努めます。



基本施策2 多様な交流機会の創出

関連するSDGs



〈主な取組〉

- ① 交流の機会の充実 ② あらゆる人々の交流の促進

〈町民が取り組むこと〉

○隣近所や地域の人とあいさつをしたり、地域の行事や地域活動に参加するなど、身近な交流を大切にしましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○地域住民が参加できるイベントを開催するなど、交流の場や機会を創出しましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、多様な交流の機会や交流の場の確保に努めます。



基本施策3 地域活動・ボランティア活動の促進

関連するSDGs



〈主な取組〉

- ① 地域活動への参加促進 ② ボランティア活動の促進 ③ 活動拠点の整備

〈町民が取り組むこと〉

○地域活動やボランティア活動に関心を持ち、情報収集や参加・参画をしましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○住民の興味・関心が高いテーマで新たな活動者を確保する取組を推進しましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○地域活動・ボランティア活動に関する情報発信や活動団体の設立促進、活動支援に努めます。



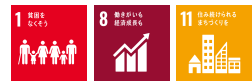
誰一人取り残さないしくみづくり

基本施策4 包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備・強化

〈主な取組〉

- ① 包括的な相談支援体制の構築 ② 参加支援の充実
③ 地域づくりに向けた支援 ④ 支援を届けるためのしくみづくり

関連する
SDGs



〈町民が取り組むこと〉

○不安や悩みは、一人で悩まずに身近なところに相談するようにしましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○住民や従業員等の相談を受け、適切な支援につなげるように心がけましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○相談体制の充実及び相談に関わる職員の資質向上を図るとともに、就労や社会参加、地域づくり等の支援を行います。



基本施策5 福祉サービス等の充実

〈主な取組〉

- ① 協働による福祉サービス等の充実 ② 情報提供・共有の推進

関連する
SDGs



〈町民が取り組むこと〉

○認知症や障がいのある人への理解、福祉サービスについて正しい認識を持ちましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○それぞれの人の状態やニーズに合った支援を行いましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○子育て中の家庭や高齢者、障がいのある人などに対する支援体制の充実を図るとともに、適切な情報提供のため、広報活動の充実に努めます。



基本施策6 多様な課題を抱える人への支援

〈主な取組〉

- ① 人権と本人の意思の尊重 ② 一人ひとりの権利を守る支援

関連する
SDGs



〈町民が取り組むこと〉

○身近な人の課題に気づいたら、町や社会福祉協議会などの相談窓口にご相談しましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○従業員等の人権意識の向上に取り組みましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○人権教育の推進、虐待やDV防止に向けた周知・啓発、生活困窮者等の相談窓口の充実に努めます。



安心して暮らせる地域づくり

基本施策7 防災・防犯対策の推進

関連する
SDGs



〈主な取組〉

- ① 地域における防災対策の推進 ② 福祉避難所の充実 ③ 防犯対策の促進

〈町民が取り組むこと〉

○地域での犯罪を防ぐため、あいさつや見守り、声かけを行いましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○防災や感染症対策に向けた安全対策、備蓄や避難場所の提供など、災害時には地域に協力しましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○避難行動要支援者の把握や福祉避難所の準備、地域の防犯対策の充実に努めます。



基本施策8 誰もが暮らしやすい地域づくり

関連する
SDGs



〈主な取組〉

- ① 誰もが安全に暮らせる環境づくり ② 住宅確保の配慮・支援の充実 ③ 移動手段の確保・移動支援の充実

〈町民が取り組むこと〉

○車いすなど移動に困っている人や助けを必要としている人を見かけたら手伝いましょう。



〈地域や団体が取り組むこと〉

○施設整備の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインに心がけましょう。



〈行政が取り組むこと〉

○交通安全体制の充実、高齢者や障がいのある人などの住宅・移動手段の確保に努めます。



関連計画の内容

重層的支援体制整備事業実施計画

包括的な支援体制を整備し、一人ひとりが生きがいや地域の中での役割をもち、互いを尊重しながら暮らし続ける「地域共生社会」の実現を目指します。

〈取組の方向性〉

複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、町全体の支援関係機関が既存の取組を活用し、包括的な支援体制を構築することに加え、地域の理解や見守りの中で解決を目指す支援体制づくりをしていきます。

〈行政の主な取組〉

- ① 相談支援
- ② 参加支援
- ③ 地域づくり事業

関連する
SDGs



成年後見制度利用促進基本計画

権利擁護の実現を図るとともに、地域の実情に合わせて成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進します。

〈取組の方向性〉

専門的相談窓口である「中核機関」を中心に、成年後見制度の普及・啓発や地域連携ネットワークの構築など、権利擁護を必要とする人が適切に利用することができる制度として運用していきます。

〈行政の主な取組〉

- ① 制度の普及・啓発
- ② 制度の運用

関連する
SDGs



自殺対策計画

「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

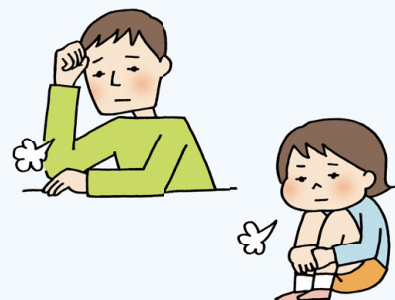
〈取組の方向性〉

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域における理解促進やライフステージ別の対策、ハイリスク者への支援の充実など、総合的な自殺対策を推進します。

〈行政の主な取組〉

- ① 地域における総合的な支援体制の強化
- ② ライフステージ別の対策の充実
- ③ ハイリスク者への支援の充実

関連する
SDGs



計画の推進体制

1 協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、行政をはじめ、区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、その他関係機関・団体などがそれぞれ役割を認識し、連携を図りながら、地域福祉活動について取組を進めていきます。

行政は、住民、地域、各種の団体等が地域福祉に関する取組を円滑に進められる環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究などに努めていきます。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内の関係各課等との施策の調整等を行うなど、横断的な連携による一体的な計画の推進に努めるとともに、計画の点検・評価については、PDCA サイクルに基づいて実施します。

評価にあたっては、地域における取組や成果・課題などをできるかぎり「見える化」し、住民にとってもわかりやすいものとしします。



SDGsの推進

福祉分野では、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化がみられます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、既存の制度の狭間にある人に対する支援の強化を図ります。



美浜町地域福祉計画（第3次）

概要版

発行年月：令和5年3月

発行：美浜町健康福祉課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

TEL：0770-32-6704 FAX：0770-32-6050